



■10月17日フジコーポ放射能焼却灰裁判は、場所を佐久地裁から上田地裁へ移されおこなわれました。上田地裁では、裁判官3人による合議制となり、この問題をより本格的に取り組む姿勢が伺えました。

裁判は、論点整理の段階ですが、傍聴席は支援の傍聴者であふれ（フジコーポ45名・イーステージ20名）、住民の関心の高さをアピールできました。その後の保田弁護士との勉強会では、上田のみなさんにも大勢集まっていたいただき、活発な意見交流で、自分自身のこととして理解を深めていただきました。これからも、上田のみなさんの大きな支援をよろしくお願いいたします。

■12月5日（木）上田地裁において、弁論準備が行われました。（裁判の争点と、証拠を整理する手続き。傍聴はありません。）

## 上田地裁へ嘆願書を出そう！

上田地方裁判所へ提出する、適正な対応を求める嘆願書への団体署名を募っています。どんな団体でも結構です。賛同いただける方は用紙を送付致しますので事務局までご連絡ください。

### 裁判用ホームページ新設しました。

<http://housyanousaku.web.fc2.com/top.htm>

経緯が詳しくわかりますので、お知り合いの方にどんどん拡散お願いします。

### 放射能焼却灰処分場裁判の経過説明と支援のお願い

#### 経過説明

2011年3月の福島第一原発事故の結果として、2011年7月、小諸市にある一般ゴミ産業廃棄物最終処分場フジコーポレーションに放射性廃棄物を含む焼却灰の搬入が始まりました。

私たち地域住民には、私たちがそして未来の子どもたちが安心して暮らせる環境を自ら考え守ってゆく責任があります。この共通認識に立ち、“放射能を考える佐久地区連絡会”が発足し、今日まで様々な勉強会、行政への陳情等を行ってきました。

その中で①2012年7月、処分場内に運び込まれた焼却灰にセメントを混ぜ埋め立てる際の映像（場内ライブカメラによる）に灰の舞い上がりらしき場面を確認したため、周辺への汚染物質（放射能の有無にかかわらず）拡散の可能性があると判断し、ブログ等に記載しました。②2013年4月フジコーポとほぼ同じ構造である隣接する廃棄物処分場イーステージの県による水質検査値を基に強く漏えいを疑い、地域住民の安全のため公表が必要と判断しブログ等に掲載しました。

そして本年5月、主に上記2点の公表に対して、関係する2つの処分場から「汚染物質の漏えい・ばいじんの舞い上がりの事実はない」として名誉毀損による損害賠償訴訟を起こされたのです。

#### 支援のお願い

最近の福島第一原発の汚染水問題でも明らかな企業・政府の無責任、被害者の人権軽視体質は、どこから生まれるのでしょうか？企業・政府のみに責任を押し付けることはできません。私たち自身が、地震列島に原発を作らせてきてしまったのです。私たちひとりひとりが未来の人々に対する責任を負っている自覚を持ち、自由に話し合い、連帯し、行動することによってしか、人としての尊厳が生かされる世界を目指すことはできないでしょう。この裁判の結果次第では、そのような運動全体に大きな打撃となってしまうかねません。どうか大きな支援をお願い致します。